

サービス産業経営体質強化事業費 認定・ハンズオン支援制度 実施要領

1 趣旨

県は、高成長への意欲と潜在力を持ち、将来的な成長が期待される県内企業の認定と、地域経済への波及効果など、特に高い支援効果が期待される事業者に対するハンズオン支援を行うことにより、当該企業の認知度向上と成長、他の県内企業への挑戦意識の広がりにつなげることを目的として、予算の定めるところにより、サービス産業経営体質強化事業費 認定・ハンズオン支援制度（以下「本制度」という。）を運用するものとし、その運用については、「サービス産業経営体質強化事業費 認定・ハンズオン支援制度 認定要綱」その他の法令の定めによるほか、この実施要領の定めるところとします。

なお、本制度に係る事務局を、公益財団法人長崎県産業振興財団取引振興課に設置することとします。

2 想定する支援内容（例）

【認定企業】

- 県が成長を期待する「長崎県ネクストリーディング企業」として認定し、公表
- 県・国の補助金等に関する情報提供 等

【ハンズオン支援】

認定企業に対する上記の支援に加え、県産業振興財団による伴走支援や専門家派遣等により、以下の支援を実施。

- 定期ヒアリングに基づき課題を抽出し、課題解決のための計画策定を支援
- 計画の実践に向けた各種アドバイスや取引マッチング、外部資金獲得支援 等

3 支援対象者

【認定企業】

次の（1）から（5）に掲げる情報をもとに、当該事業者の事業の特徴、地域貢献期待等を総合的に勘案した結果、サービスの発展により、認定後5年間で高い成長が期待されるサービス産業事業者として知事が認めたもので、（6）から（8）を全て満たすもの。

- (1) 事業の特徴
- (2) 成長性の見込み
- (3) 経営資産や経営手法
- (4) 地域貢献期待
- (5) 経営者の取組意欲
- (6) 中小企業者（※1）であるか、又はみなし大企業（※2）のうち親会社が県内企業であること。
- (7) 県内に本店又は主たる事業所を有し、県内で事業活動を行うこと。
- (8) 以下のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従った決算書類を作成していない。
 - (イ) 直近決算で、売上高が1千億円以上又は資本金が10億円以上となっている。
 - (ウ) 東京証券取引所に上場している。
 - (エ) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある。
 - (オ) 県税、法人税（個人事業主の場合は所得税）、消費税及び地方消費税の滞納がある。

または、納税に関して、正式な猶予の手続き等を経ていない。

- (力) 会社更生法に基づく会社更生手続、民事再生法に基づく民事再生手続又は破産法に基づく破産手続を開始している。
- (キ) 重大な法令違反がある。
- (ク) 被告又は被告人として訴訟当事者となっている。
- (ケ) 役員が被告人として訴訟当事者となっている。
- (コ) 2期連続の赤字又は直近決算において純資産の部がマイナス表示（債務超過）となっている。※創業5年を超えるスタートアップ等により大きな成長が見込まれる場合は適用しない。

【ハンズオン支援】

認定企業のうち、ハンズオン支援を希望し、次の各号を全て満たすものについて、知事が必要と認める場合は、ハンズオン支援を行います。

- (1) 県外需要獲得による成長を目指すこと
- (2) 5年間で付加価値額を直近から20%以上向上することを目指し、目標を設定していること
- (3) 経営者または事業執行に対し権限をもった役員が、当該支援に対し積極的に関わる意思があること

※ハンズオン支援の対象は、原則として、個別企業の取組とし、組合や複数企業のグループによる取組は除くものとします。

4 支援期間、本制度運用の前提条件

支援期間は、下表のとおりとします。

2年目以降の支援は、当該年度の予算の成立が前提となります。

支援対象期間	
認定	認定日から3年間
ハンズオン支援	認定日から2年間

5 本制度ご利用の流れ

(1)認定申請書、ハンズオン支援申請書の提出	令和7年9月26日（金）17時まで ※ハンズオン支援を希望しない場合は、認定申請書のみ提出下さい。
(2)支援先選定審査会	令和7年10月27日（月）予定→変更する場合があります <u>ハンズオン支援先の選定については、原則、申請者のプレゼンテーションにより審査予定</u>
(3)認定（内示）通知	令和7年11月予定
(4)支援開始	令和7年11月以降予定
(5)支援先企業、取組概要公表	令和7年11月以降予定
(6)支援先企業による発表会	令和9年2～3月頃予定 ※別途中間報告を求める場合があります。

6 申請手続き

・提出先（メールによる受付のみ）

メールアドレス service.nagasaki@joho-nagasaki.or.jp

公益財団法人長崎県産業振興財団 取引振興課サービス産業担当

※必要書類をメールにて提出後、必ず電話にてご確認をお願いいたします。

また、1度のメールで送信する添付ファイルは10MB以下として下さい（10MBを超えると受信されません）。10MBを超える場合は、何通かに分けて、ご提出をお願いします。

・提出期限

令和7年9月26日（金）17時まで

・提出書類

【認定企業】

- ① エントリーシート
- ② 推薦書
- ③ 誓約書
- ④ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写し（申請時点で、発行日から3ヶ月以内のもの）
- ⑤ 直近の貸借対照表及び損益計算書（販管費明細及び製造原価計算書を含む）
- ⑥ 会社案内
- ⑦ 県税に未納がないことを証明する納税証明書の写し（申請時点で、発行日から3ヶ月以内のもの）
- ⑧ 法人税、消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する納税証明書の写し（申請時点で、発行日から3ヶ月以内のもの）

※ 各税務署発行の納税の猶予許可通知書、各振興局税務部門発行の徴収猶予許可通知書の写しの提出があった税目に関しては、⑦と⑧の添付は不要

【ハンズオン支援】

- ① 認定企業に関する書類一式（上記①～⑧）
- ② 事業推進計画書
- ③ プレゼンテーション資料（提出任意・様式自由）

※ プレゼンテーション資料の提出は任意です。提出する場合、日本産業規格のA4版の大きさで最大30ページ（表紙を含む）として下さい。

7 支援先選定にかかる審査方法

【認定企業】

書面審査とします。

【ハンズオン支援】

原則として申請者が自らの申請内容についてプレゼンテーションを行い、審査委員による質疑応答を踏まえ、採点を行うプレゼンテーション審査とします。ただし、申請者数等の状況に応じ

て、プレゼンテーションを省き、申請書の内容を採点（書面審査）する方式に代える場合があります。

◎ハンズオン支援は、「県外需要獲得による成長を目指すこと」、「5年程度で付加価値額を直近から20%以上向上することを目指し、目標を設定している」こと等が、支援を受ける条件です。

8 その他

(1) 次に該当するものは認定後でも認定を取り消す場合があります。

- ・上記「3 支援対象者」に掲げる要件を欠くに至ったとき
- ・事業活動を中止又は廃止したとき
- ・法令に違反したとき、その他認定企業として適当でなくなったと認めるとき
(支援の過程で、大幅な債務超過の改善など、本制度で対応が難しい経営課題等が判明した場合、認定を取り消し、別の支援メニューをご案内する場合があります。)

(2) 次の事項に同意のうえ、本制度へ申し込み下さい。

- ・審査過程や審査内容に関するお問い合わせには一切お答えできません。
- ・応募書類の内容については、当該審査以外に使用することはありませんが、特別なノウハウや営業上の秘密事項などについては、あらかじめ法的保護を行うなど、申込者の責任で対応してください。
- ・ハンズオン支援を受ける方は、支援機関等が行う助言等を真摯に受け止め、自社の成長につなげるべく、最大限配慮を行ってください。
また、支援期間中は決算書の提出をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・2年目以降の支援は、当該年度の予算成立が前提となります。
- ・事後の会計検査院による検査の結果、支援先企業の協力が必要な調査等の指示がなされた場合には県及び県産業振興財団へご協力をお願いします。

9 お問い合わせ先

(制度全般について)

長崎県 産業労働部 新産業推進課 DX・新産業支援班

電話：095-895-2525

FAX：095-895-2544

E-mail：johocluster@pref.nagasaki.lg.jp

(申請手続きや具体的な支援の内容について)

公益財団法人長崎県産業振興財団 取引振興課サービス産業担当

電話：095-820-3091

FAX：095-895-2674

E-mail：service.nagasaki@joho-nagasaki.or.jp

参考

(※1) 中小企業者

中小企業者等

中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項（※A）に規定する中小企業者、中小企業団体及びそれに準ずるものとして知事が特に支援が必要と認める団体をいう。

<※1-a>中小企業者（中小企業支援法第2条第1項第1号および第2号）

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額 または出資の総額	常時使用する 従業員の数
① 製造業・建設業・運輸業その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

ここで規定する「中小企業者」に該当しない会社を、以下、「大企業」とする。

<※1-b>政令で定める業種（中小企業支援法第2条第1項第3号）

業種	資本金の額 または出資の総額	常時使用する 従業員の数
一 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
二 ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
三 旅館業	5,000万円以下	200人以下

<※1-c>中小企業団体（中小企業支援法第2条第1項4号）

事業協同組合、同連合会、商工組合、火災共済協同組合、信用組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合、同連合会、環境衛生同業組合等を含むものとする。

(※2) みなしだ企業 次に掲げる企業をいう。

- (ア) 発行済株式の総数または出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社または投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合は除く。以下同じ）が所有している企業等
- (イ) 発行済株式の総数または出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している企業等
- (ウ) 大企業の役員または社員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている企業等

(※3) サービス産業（第3次産業）

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に掲げる大分類のFからRまでをいう。

- A 農業、林業
- B 漁業
- C 鉱業、採石業、砂利採取業
- D 建設業
- E 製造業
- F 電気・ガス・熱供給・水道業
- G 情報通信業
- H 運輸業、郵便業
- I 卸売業、小売業
- J 金融業、保険業
- K 不動産業、物品賃貸業
- L 学術研究、専門・技術サービス業
- M 宿泊業、飲食サービス業
- N 生活関連サービス業、娯楽業
- O 教育、学習支援業
- P 医療、福祉
- Q 複合サービス事業
- R サービス業（他に分類されないもの）
- S 公務（他に分類されるものを除く）
- T 分類不能の産業

F～Rまでが
サービス産業
(第3次産業)